



# 島根県報

平成18年 6 月20日 (火)  
第 1,787 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示		
保安林の指定 (6 件)	(森 林 整 備 課)	1
保安林予定森林 (3 件)	( " )	4
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	6
選管告示		
個人演説会を開催することができる施設の指定		7
正 誤		
平成18年 3 月17日付け島根県報第1,760号中	(森 林 整 備 課)	7
平成18年 6 月 6 日付け島根県報第1,783号中	( " )	7

## 告 示

島根県告示第685号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成18年 6 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 保安林の所在場所  
松江市八雲町西岩坂2354 - 1、4153 - 2
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ㊦ 主伐は、択伐による。
    - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所  
松江市八雲町西岩坂2448 - 2、2448 - 3、4576、4577、4578
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ㊦ 主伐は、択伐による。

イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第686号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

浜田市三隅町井野八158 - 1、八265、八906、八908、八909

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第687号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ1734 - 2、イ1734 - 4、イ1734 - 6、イ1786、イ1791、イ1791 - 1、イ1792、イ1792続1、イ1792 - 2、イ1794 - 1、イ1796からイ1798まで、イ1798 - 1、イ1799、イ1799 - 1、イ1800、イ1801、イ1801 - 2、イ1802、イ1803、イ1804 - 1、イ1804 - 4、イ2109 - 1、イ2110、イ2110 - 1、イ2126 - 1、イ2126 - 2、イ2142 - 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア) 主伐は、択伐による。

イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ15、イ16、イ19、イ19 - 1、イ2347 - 1、イ2347 - 2、イ2347 - 3

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア) 立木の伐採の方法

ウ) 主伐は、択伐による。

イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第688号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

出雲市大社町修理免字亀之助谷1612 - 1から1612 - 3まで、字谷尻1791 - 3、字亀之助谷東平1794、字亀之助谷西平1795 - 1、1795 - 3、大社町杵築東字亀之助谷3111

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア) 主伐は、択伐による。

イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第689号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2840

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2681 - 1、2681 - 5 から2681 - 7 まで、2761 - 2、2761 - 3、2762

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第691号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市向横田町イ1301からイ1304まで、イ1309からイ1315まで、イ1316 - 1 からイ1316 - 5 まで、イ1317、イ1318、イ1318続2、イ1319、イ1319 - 1、イ1320、イ1321、イ1323からイ1325まで、イ1325続1、イ1326、イ1327、イ1327続1、イ1328、イ1328内1からイ1328内3まで、イ1328続1、イ1329、イ1329続1、イ1330から1332まで、イ1332続1、イ1333からイ1335まで、イ1335続1、イ1336、イ1340、イ1340内1、イ1340 - 2、イ1341、イ1342内1、イ1343、イ1346、イ1347、イ1347内1、イ1348、イ1349 - 1、イ1349 - 2、イ1350、イ1350続1、イ1350続2、イ1351、イ1356続1からイ1356続5まで、イ1356 - 6、イ1356 - 7、イ1357から1359まで、イ1359内1からイ1359内3まで、イ1359続1

からイ1359続4まで、イ1360、イ1361、イ1361内1、イ1362、イ1363、イ2089からイ2091まで、イ2091内1、イ2092、イ2092-1、イ2093-1、イ2093-2、イ2096、イ2096内1、イ2097からイ2099まで、イ2099内1、イ2100、イ2101、イ2101内1、イ2101内2、イ2101続1からイ2101続3まで、イ2102内1、イ2102-2、イ2102-4、イ2102-5、イ2103、イ2104、イ2105内1、イ2105-2からイ2105-4まで、イ2106、イ2106内1、イ2106続1、イ2106-2、イ2107、イ2108、イ2108内1、イ2110からイ2113まで、イ2113内1、イ2114からイ2116まで、イ2116-1、イ2117からイ2120まで、イ2120内1、イ2121からイ2123まで、イ2123-1、イ2124からイ2126まで、イ2126続1、イ2127、イ2127-1、イ2133、イ2133-1、イ2134、イ2134-1、イ2135、イ2135-1、イ2135-2、イ2136、イ2136内1、イ2137、イ2137-1、イ2137-2、イ2138、イ2138-1、イ2139、イ2139-1、イ2139-2、イ2140、イ2140内1、イ2140内2、イ2141、イ2141内1、イ2141内2、イ2142、イ2142-1、イ2143、イ2143続1、イ2389、川登町935、937、1022、1023、1023内1、1024、1025、1025内1、1025内2、1026、1026内1、1027、1027内1、1032、1033、1433から1435まで、1437、1437-1、1438、1439、1443、1553内2、1553内3、1553内5、1553内7、1553内8、1553-1、1553-4、1553-10、1553-11、1554内1、1554内3、1554内4、1554-2、1554-5

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第692号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄田信義

## 1 保安林予定森林の所在場所

益田市猪木谷町口172から口174まで、口176、口316から口318まで、口318内1、口318続1、口318-2、口319、口319-1、口320から口323まで、口323内1、口324から口328まで、口328続1、口328続2、口329、口330、口332から口337まで、口338-1から338-3まで、口339続1、口339続2、口339-3、口339-4、口340から口342まで、口342続1、口343続1、口343-1から口343-3まで、口344から口350まで、口350内1、口351-1、口352から口358まで、口358-1、口359から口361まで、口362-1、口363、口364、口364-1、口366、口367、口399、口856、口856内1、口856内2、口859、口859内1、口859-2、口859内3、口859内4、口859-5、口860、口861、口861-1から861-3まで、口862、口862内1、口862-2、口863、口865、口866-1、口866-2、口880、口905、口907、口909、口910、口911-1、口911-2、口912-1から912-4まで、口913、口914、口914内1、口915、口916、口919-1から口919-5まで、口1051

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第693号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町下横田1567 - 1、1568 - 1、1570 - 1、1570 - 14、1571 - 1、1572 - 1、1572 - 2、1573から1577まで、1578 - 1、1579 - 1、1580 - 1、1581、1581内1、1582 - 1、1583から1595まで、1595内1、1596から1602まで、1602内1、1603、1604 - 1、1604 - 2、1605 - 1、1605 - 2、1605 - 3、1606 - 1、1606 - 2、1607 - 1、1607 - 2、1608、1609、1610 - 1、1611から1614まで、1614内1、1615、1616 - 1、1617 - 1、1617 - 4、1618 - 1、1618 - 6、1619、1620、1623、1624 - 1、1624 - 2、1625、1626 - 1、1627 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第694号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年6月20日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成18年6月12日	出雲市	下橋波右岸地区	告示の日から平成20年3月31日まで
平成18年6月12日	出雲市	三の宮左岸地区	告示の日から平成20年3月31日まで
平成18年6月12日	出雲市	三の宮右岸地区	告示の日から平成20年3月31日まで

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号に規定する施設として指定した旨、益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 6 月20日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
益田市立安田保健福祉センター	益田市遠田町384番地 2	平成18年 6 月 2 日

### 正 誤

平成18年 3 月17日付け島根県報第1,760号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
17	上から16	中湯石1450	大東町中湯石1450

平成18年 6 月 6 日付け島根県報第1,783号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から14	柿木村木椏谷	柿木村椏谷

